

平成29年度予算見積調書

課室名：生涯学習文化財課

担当名：芸術文化推進担当

内線：6925

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B112	美術作品取得事業		一般会計	教育費	社会教育費	美術館費	美術作品取得費	
事業期間	昭和54年度～	根拠法令	埼玉県美術作品取得基金条例			挑戦項目		
						分野施策	061350 文化芸術の振興	
1 事業概要			5 事業説明					
<p>美術作品の購入及び運用益金の積立。 美術作品は市場流通性が高いことから、優れた美術作品が市場に出た場合に機動的に対応するため、埼玉県美術作品取得基金を活用して作品を購入する。 また、地方自治法第241条第4項により、基金から生じた運用益を基金に積み立てる。</p> <p>(1) 美術作品の購入 10,800千円 (2) 運用益金の積立 5,447千円</p>			<p>(1) 事業内容 優れた美術作品を鑑賞する機会を県民に提供する。 優れた埼玉ゆかりの美術作品を収集し、県民の財産として適切に保管管理する。 ア 美術作品購入費 10,800千円 イ 運用益金の積立 5,447千円</p> <p>(2) 事業計画 優れた美術作品を購入することで、県民の財産にふさわしい優れた美術作品を体系的に収集保存し、優れた芸術作品を県民の財産として保護し、広く鑑賞の機会を提供する。 よって、心豊かで創造性に富む県民生活の向上に資する。</p> <p>(3) 事業効果 ア アウトプット 美術作品(瑛九作「手」)を購入することができる。 イ アウトカム (7) 本県ゆかりの作家が日本美術を担った重要美術家であることをアピールすることができる。 (4) 近代美術史の分野で本邦有数の作家であり、本県ゆかりの瑛九氏の作品は、県立近代美術館として必須の収集・研究対象である。氏の作品を購入することで本館と関係者の信頼関係がより醸成され、今後の収集活動の促進に寄与する。 (7) 本県を代表する県ゆかりの作家の作品の散逸を防ぎ、長く後世に引き継ぐ県民の財産として、県内外に広く鑑賞の機会を提供することができる。</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) その他の教育費(細目) 社会教育費 (細節) 社会教育施設費(積算内容) 博物館費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			財産収入					
決定額	16,247	5,447					10,800	11,723
前年額	4,524	24					4,500	